

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十二号

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県税条例施行規則（昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二号中「マンション敷地売却組合」の下に「敷地分割組合」を加える。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。